

# 柏崎市男女共同参画基本計画推進状況報告書

(令和4(2022)年度実績・令和5(2023)年度計画)



## 目 次

計画の体系	1
計画体系毎の評価結果集計	2
計画指標に関する実績値	3
基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	4
基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり	9
【柏崎市女性活躍推進計画】	
基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり	14

## 計画の体系

目指す姿	基本目標	重点目標	施策の方向
男女の人権が尊重され、あらゆる分野に参画できる調和のとれた社会	I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	<p>1 男女共同参画への理解の促進  </p> <p>2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大 </p> <p>3 地域における男女共同参画の推進 </p>	<p>1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進</p> <p>2 男女平等の視点に立った教育の推進</p> <p>3 審議会等への女性の参画推進</p> <p>4 管理職等への女性の積極的登用に向けた意識啓発の推進</p> <p>5 地域活動における男女共同参画の推進</p> <p>6 防災分野における男女共同参画の推進</p>
	II 女性が活躍できる基盤づくり 【柏崎市女性活躍推進計画】	<p>4 働く場での男女平等の推進     </p> <p>5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進   </p>	<p>7 雇用や就労環境における男女平等の推進</p> <p>8 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進</p> <p>9 就職・再就職の支援</p> <p>10 男性の育児・介護休業の取得の促進</p> <p>11 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築</p> <p>12 家庭生活における男女共同参画の意識づくり</p> <p>13 子育て・介護支援体制の整備・充実</p>
	III 男女の心とからだを守る環境づくり	<p>6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 【柏崎市DV防止基本計画】 </p> <p>7 男女の性の尊重と健康支援  </p> <p>8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備  </p>	<p>14 DVを許さない社会づくりの推進</p> <p>15 安心して相談できる体制の整備</p> <p>16 安全な保護体制の整備と自立支援の充実</p> <p>17 生涯を通じた男女の性への理解の推進</p> <p>18 ライフステージに応じた健康づくりの支援</p> <p>19 生活上の困難を抱える人への自立支援</p> <p>20 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援</p>

計画体系毎の評価結果集計

基本目標	A	B	C以下
I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	0	19	0
II 女性が活躍できる基盤づくり 【柏崎市女性活躍推進計画】	2	20	0
III 男女の心とからだを守る環境づくり	2	19	0
	4	58	0

重点目標	A	B	C以下
1 男女共同参画への理解の促進	0	9	0
2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大	0	4	0
3 地域における男女共同参画の推進	0	6	0
4 働く場での男女平等の推進	1	8	0
5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進	1	12	0
6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援【柏崎市DV防止基本計画】	0	8	0
7 男女の性の尊重と健康支援	0	8	0
8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備	2	3	0
	4	58	0

施策の方向
1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
2 男女平等の視点に立った教育の推進
3 審議会等への女性の参画推進
4 管理職等への女性の積極的登用に向けた意識啓発の推進
5 地域活動における男女共同参画の推進
6 防災分野における男女共同参画の推進
7 雇用や就労環境における男女平等の推進
8 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進
9 就職・再就職の支援
10 男性の育児・介護休業の取得の促進
11 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築
12 家庭生活における男女共同参画の意識づくり
13 子育て・介護支援体制の整備・充実
14 DVを許さない社会づくりの推進
15 安心して相談できる体制の整備
16 安全な保護体制の整備と自立支援の充実
17 生涯を通じた男女の性への理解の推進
18 ライフステージに応じた健康づくりの支援
19 生活上の困難を抱える人への自立支援
20 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

<評価基準>

- A : 大いに効果・成果があった (事業計画以上の取組を行った又は前年より事業を拡充して実施した)
- B : 効果・成果があった (事業計画に沿って実施した)
- C : 効果・成果が薄かった (事業計画の一部が実施できなかった)
- D : 効果・成果がなかった (実施しなかった)

計画指標に関する実績値

基本目標 - 重点目標	No.	項 目	H26 (2014) 年度 実績値※	H28 (2016) 年度 実績値	H30 (2018) 年度 実績値	R1 (2019) 年度 実績値※	R2 (2020) 年度 実績値	R3 (2021) 年度 実績値	R4 (2022) 年度 実績値	7年度 (2025年度) 目標値
I - 1	1	社会全体として男女が平等であると思う人の割合	17.1%	—	—	17.7%	—	—	—	30%
	2	性別による固定的な役割分担の考え方にとらわれない人の割合	59.8%	—	—	73.5%	—	—	—	80%
	3	学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合	62.0%	—	—	57.7%	—	—	—	70%
I - 2	4	市の審議会等の女性登用率	28.8%	34.4%	32.3%	32.5%	34.4%	38.3%	36.5%	40%
I - 3	5	コミュニティ推進協議会における女性委員の割合	26.8%	23.0%	24.4%	24.5%	24.4%	24.4%	25.4%	30%
II - 4	6	職場における男女が平等であると思う人の割合	22.3%	—	—	30.3%	—	—	—	40%
II - 5	7	ハッピー・パートナー企業への登録数	27社	35社	44社	50社	52社	55社	57社	80社
	8	「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合	12.0%	—	—	18.2%	—	—	—	30%
	9	男性の育児休業取得割合	0.4%	—	—	7.9%	—	—	—	13%
III - 6	10	精神的DVを知っている人の割合	43.6%	—	—	53.1%	—	—	—	70%
	11	DV相談窓口を知っている人の割合	59.3%	—	—	72.2%	—	—	—	85%
III - 7	12	子宮頸がん検診受診率の割合	27.6%	20.1%	24.1%	24.5%	22.9%	21.9%	25.1%	29%
	13	乳がん検診受診率の割合	30.9%	24.6%	28.7%	29.5%	28.1%	27.6%	31.4%	32%
III - 8	14	障がい者の就労支援施設を退所して一般就労した人	9人	6人	6人	8人	7人	5人	8人	13人(R5)

※H26年度、R1年度数値のみ掲載の項目は、市民意識調査及び事業所調査の結果数値

□の項目は、総合計画の指標に位置付けられている項目

基本目標 I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標 1 男女共同参画への理解の促進

指標	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
No.1	社会全体として男女が平等であると思う人の割合	17.1%	17.7%	30.0%	市民意識調査
No.2	性別による固定的な役割分担の考え方にとらわれない人の割合	59.8%	73.5%	80.0%	市民意識調査
No.3	学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合	62.0%	57.7%	70.0%	市民意識調査

基本目標 I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標 1 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要						
1	1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進	1 広報・啓発活動の実施 (事業概要) ・広報紙やホームページ等の活用による意識啓発のための情報を提供します。 ・市民向けの講座や講演会を開催します。 ・固定的役割分担・慣習の解消や男女平等の考え方を、関係機関、団体等と連携・協力して啓発します。 ・情報発信する際の男女共同参画の視点に立った表現を周知・徹底します。	・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示する。 ・男女共同参画啓発広報紙「あいむ柏崎」を発行する(発行:かしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室))。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働で男女共同参画に関する講演会を開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを事業所や市民向けに開催する。 ・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担、慣習の解消と男性のための男女共同参画を市民団体等と連携して啓発する。	・男女共同参画週間(6/23～29)に、本庁舎ではロビーにおいて、ポスター・パンフレットを活用した展示を行い、地域事務所では庁舎外壁に懸垂幕掲示による啓発を行った。 ・啓発用広報紙「あいむ柏崎」を10月、3月の2回発行し、市内全戸回覧等により広く周知した。 ・講演会を開催し、多様性社会の必要性について理解を促す機会とした。 5月22日「性の在り方と多様性」 講師: LGBT新潟代表 木村圭李氏 参加者: 49人 ・W・L・B関連セミナーを実施し、性別による役割分担意識の解消に努めた。 10月3日「男性の育児休業と家庭内の役割分担について考えよう」参加者: 市内事業所管理部門担当者及び従業員 15人 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と作成した「家事シェアリーフレット」を事業所訪問の際に配布するなど、性別による固定的な役割分担意識解消の啓発に努めた。	【効果・成果】 広報紙やリーフレットの活用、講演会やセミナーの開催などによる意識啓発の機会を持つことにより、少しずつだが男女共同参画への理解促進につながっていることが、各事業のアンケート結果などからうかがわれる。  【課題】 男女共同参画への理解を進めるためには、長く続いてきた慣習を変えていかなければならないが、年代によって理解度が異なるため、対象別に取組を進める必要がある。	・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示する。 ・男女共同参画啓発広報紙「あいむ柏崎」を発行する(発行:かしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室))。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働で男女共同参画に関する講演会を開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを事業所や市民向けに開催する。 ・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担、慣習の解消と男性のための男女共同参画を市民団体等と連携して啓発する。	継続	人権啓発・男女共同参画室
2	2 市民団体等の育成と活動支援	(事業概要) ・男女共同参画を推進する市民団体等の育成と活動を支援します。 ・市民団体の連携と交流を推進します。	・男女共同参画を推進するかしわざき男女共同参画推進市民会議の運営に事務局として参画し、団体の育成及び活動を支援する。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働し、家庭における男女共同参画意識向上に資する各種事業を開催する。	・月1回開催するかしわざき男女共同参画推進市民会議企画運営委員会に参画し、意識共有を図りながら活動の支援を行った。 ・各種事業の協働開催 ①7月31日「親子わんだーランド『生き・活き・子育て!』」 参加者: 200人 子育て情報コーナーを設け、参加者の子育てに関する現状や悩みを聞く機会とした。 ②10月1日「ままだって～お母さんとチャレンジDIY」花台や椅子の製作 参加者: 母子6組12人 ③12月3日「ばばだって～お父さんと作ろうクリスマスケーキ」参加者: 父子6組12人 ④3月5日「ばばだって～お父さんと作ろうオムライスとキャベツの千切り七変化」 参加者: 父子6組12人	【効果・成果】 市民団体の熱心な活動により、市民に向けた理解促進の取組が途切れることなく進められている。  【課題】 更なる理解促進のために、企画運営側の世代交代も視野に入れ、これまで得た知識・経験を継承できる複数人材の獲得が必要である。	・男女共同参画を推進するかしわざき男女共同参画推進市民会議の運営に事務局として参画し、団体の育成及び活動を支援する。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働し、家庭における男女共同参画意識向上に資する各種事業を開催する。	継続	人権啓発・男女共同参画室
3	3 男女共同参画社会形成のための学習機会、学習情報の提供	(事業概要) ・女性も男性も個性と能力を發揮し、多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野に参画するための学習機会を提供します。	・市民大学 男性148人、女性128人 ・公民館講座シアコース 男性98人、女性407人 ・公民館講座エイレスコース 男性46人、女性476人 ・公民館講座子供向けコース 男性67人、女性83人 ・ふれあい講座 男性379人、女性462人 計 男性738人、女性1,556人 (男性32.2%、女性67.8%) 広報かしわざきを始め、コミセンなどを通じて幅広く周知をした。	【効果・成果】 子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に学習の機会を提供することができた。  【課題】 男性の参加が少ないため、講座内容の工夫が必要である。	幅広い世代が参加できるような講座を企画し、提供する。また、コミセン、町内会や各小中学校、保育園、老人クラブに周知するとともに、市のホームページに掲載し、幅広い団体から活用をしてもらうよう周知する。	継続	文化・生涯学習課	

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり									
重点目標1 男女共同参画への理解の促進									
男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課	
No.	施策の方向 主な事業・概要								
4	2 男女平等の視点に立った教育の推進	4 児童生徒への男女平等教育の推進  (事業概要) ・男女平等意識を育む教育を推進します。	人権課題としての女性問題を扱いながら、道徳、家庭科、社会科、キャリア教育等の授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、全小・中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。	・全ての学校で人権教育強調期間を設け、一人一人の個性や多様性を認め合える人権尊重の精神の涵養に努めた。また道徳に限らず、家庭科、社会科の授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、男女平等意識の醸成を図った。	【効果・成果】 授業や学校行事等で、男女を問わずに活躍できる場を設定しているため、学校における男女平等の意識は浸透している。  【課題】 自己のキャリア形成を核に、引き続き男女平等意識を育んでいく必要がある。	B	・人権課題としての女性問題を扱いながら、道徳、家庭科、社会科、キャリア教育等の授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、全小・中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。	継続	学校教育課
		5 教職員研修の実施  (事業概要) ・男女共同参画の視点を養うための小・中学校教職員研修を実施します。	男女共同参画の視点を養うことを始め、あらゆる差別の解消に向けて小・中学校教職員研修を実施する。	・あらゆる差別の解消に向けた啓発を目的に、5月に転入及び新採用教職員を対象とした人権教育、同和教育研修会を実施した。あらゆる差別の解消に向けた啓発を行った。	【効果・成果】 あらゆる差別の解消に向けた研修会を継続して実施してきたことで、教職員の男女共同参画の意識が浸透してきている。  【課題】 各校での校内研修を充実させるため、提供資料を更新していく必要がある。	B	・男女共同参画の視点を養うことを始め、あらゆる差別の解消に向けて小・中学校教職員研修を実施する。	継続	学校教育課
6	6 保護者への情報提供と啓発  (事業概要) ・保護者に対して人権や男女平等教育に関する情報を提供します。  ・保護者に対して進路選択情報等を提供します。	・学校たよりや学年たよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供する。また、授業を公開し、人権啓発を行う。  ・保護者に対する進路選択情報を提供する。	・学校たよりや学年たよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供した。新型コロナウイルス禍ではあったが、開催方法を工夫して人権啓発にかかわる授業を行った。 ・保護者に対する進路選択情報を提供した。	【効果・成果】 人権啓発の授業や取組が定着しているため、学校たよりや学年たよりによる保護者への情報提供に結び付けることができた。  【課題】 家庭への人権啓発を行うには、公開授業や対面機会の活用が効果的である。	B	・学校たよりや学年たよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供する。また、授業を公開し、人権啓発を行う。  ・保護者に対する進路選択情報を提供する。	継続	学校教育課	
		・保育園長会議や幼稚園長会議などにおいて、人権の尊重や男女平等に関する情報の提供を行い、園長を介した園職員の継続的な意識醸成を図る。また、園職員を介した保護者への継続的な情報提供を行う。	・主管課を講師で招き、保育園職員全体会で人権啓発研修を実施した。講師資料による人権保育等の説明のほか、動画視聴、グループワークを通じて人権意識の醸成に取り組んだ。研修会を4回開催し、非常勤職員を含めた176人が受講した。 ・人権に配慮した園行事の実施に努めた。	【効果・成果】 保育園職員全体会でのグループワークを通じ、子どもの人権について、園職員全体で共通認識を持つことができた。  【課題】 保護者に対する効果的な情報提供方法を検討する必要がある。	B	保育園の園長会議等において、人権の尊重や男女平等等に関する情報提供を行い、園職員の継続的な意識醸成を図る。また、園職員を介して保護者への継続的な情報提供を行う。	継続	保育課	
8	7 メディア・リテラシー(情報活用能力)の育成  (事業概要) ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会を提供します。	・児童生徒及び保護者を対象としたメディア・リテラシー育成のための講演会、学習会を継続して実施する。  ・自校の実態に即した学びができるよう、「中学生メディア共同宣言」の自校化を目指し、正しいメディアの利活用に関する意識の高揚を図る。	・小学校6件、中学校2件で、就学時健康診断時や入学説明会等の機会を捉え、保護者参加型の学習会を実施した。  ・小学校7件、中学校4件で児童生徒を対象とした学習会を実施した。  ・児童生徒だけでなく、中学校区で保護者のメディア利活用に関する宣言をつくる等、保護者からの積極的な取組が見られた。	【効果・成果】 中学校区で保護者とともにメディア・リテラシーについて学ぶ機会が継続して行われる等、意識の高揚が図られた。  【課題】 状況の変化に対応しながら、メディアの利便性について学ぶ必要がある。情報拡散等の危険性についても最新の情報を得ながら、正しいメディア利活用を学ぶ機会を継続してつくる必要がある。	B	・児童生徒及び保護者を対象としたメディア・リテラシー育成のための講演会や学習会を継続して実施する。  ・児童生徒だけでなく、保護者の意識の高揚を図る積極的な取組が今後も必要である。中学校区での積極的な取組が、他の中学校区でも広がるよう、保護者参加型の学習会を継続して実施する。	継続	学校教育課	
		Web会議ツールを使用して、講師から発信される情報を直接受講できる学習機会を提供する。	市民大学講座では、オンライン参加と現地受講が選べるハイブリット型の講座「小さなことから動き出そう！」を開催 オンライン受講4人 現地受講11人 計15人(男性9名、女性6人)	【効果・成果】 オンデマンドではなく、リアルタイムでの講座のため、情報が新鮮であり、疑問等にも瞬時に解決することができた。  【課題】 オンラインに対応する設備や、男女共同参画の視点からのメディアリテラシーを育成する講師の選定が難航した。	B	・情報活用能力の育成の原点に立ち返り、情報機器の操作に関する学習機会を提供する。  ・ジェンダー平等の視点を含んだメディアリテラシーを養うための情報を提供する。	継続	文化・生涯学習課	

基本目標 I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり  
重点目標2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

指標	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
No.4	市の審議会等の女性登用率	28.8%	32.5%	40.0%	人事課調べ

実績	3(2021)年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	7(2025)年度
	38.3%	36.5%			

基本目標 I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要							
10	3 審議会等への女性の参画推進 8 市の各種審議会等への女性の登用の推進 (事業概要) ・市の各種審議会等への女性の積極的な登用を図ります。 ・女性人材登録制度への登録促進と制度の活用による参画を拡大します。	女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行う。	・附属機関の実態調査に併せ、附属機関の女性登用方針を担当課へ周知した。 ・女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行った。 ・公募委員等の選考時に、女性委員の登用を積極的に進めた。 ・女性登用率は36.5%(前年度比1.8ポイント減)となった。	【効果・成果】 各々取組を継続的に推進したものの女性登用率が前年度から減少した。その要因は、後任委員の選出において、女性委員が男性委員へ変わったことによる。  【課題】 公募以外の委員において、推薦団体自体の女性割合が低いものであり、全ての附属機関で统一的に女性割合の引き上げができない。役職指定等、選任の基準が適切かどうかの見直しが必要である。	B	引き続き、女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行う。	継続	人事課
11		・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、女性の登録率向上を図るための働きかけを継続して行う。 ・ホームページ等で女性活躍に関する啓発を行う。	・附属機関等の女性登用推進に向けた取組の庁内周知に併せ、女性人材登録事業への協力を仰いだ。 ・引き続き、市のホームページに女性人材登録募集記事を掲載し、啓発を行った。	【効果・成果】 政策・方針決定の場に女性の意見が必要であることを、継続的に意識付ける機会となっている。  【課題】 人材登録は停滞状態であるため、積極的な働きかけが必要である。	B	・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、女性の登録率向上を図るための働きかけを継続して行う。 ・ホームページ等で女性活躍に関する啓発を行う。	継続	人権啓発・男女共同参画室
12	4 管理職等への女性の積極的登用に向けた意識啓発の推進 9 市の女性職員の管理・監督職への積極的登用 (事業概要) ・管理・監督職としての能力開発に向けた育成体制を充実します。	特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性のキャリア形成を支援する取組や男性の育児参加の促進を進める。	○令和5(2023)年4月1日現在の女性管理監督者職員数 ・部長級 1人 ・課長級 4人 ・課長代理級 11人 ・係長級(保育園長を除く。) 22人 【特定事業主行動計画における目標値と実績】 ・管理的地位にある職員に占める女性割合 R6目標)10% R4.4月)5.6%⇒R5.4月)9.4% ・課長代理・係長に占める女性割合 R6目標)30% R4.4月)28.3%⇒R5.4月)28.4% ○特定事業主行動計画に基づき、育児に関する休暇を申請した職員に対し関連する制度の情報提供を行い、家庭と仕事のバランスを取ることを支援した。 ○子育て支援・女性活躍推進研修の実施 令和3(2021)年度に実施した女性アンケートの結果、働き続けるために周囲の理解や支援を望む声が多かったことから、働きやすい環境づくりの促進のため、上司として育児に関する理解を深める研修を実施した。 ○子育て座談会の実施 育児中の職員やこれから出産や育児を経験する職員に対して、先輩職員から体験談を踏まえたアドバイスや情報共有を行い、今後のキャリアを考える上でのビジョンの形成やライフステージの変化等に対する不安軽減を図った。	【効果・成果】 ・対象者への育児に関する制度の周知や研修の実施により、女性活躍及び男性の育児参加に対する意識が高まり、男性職員の育児休業取得につながった。 ・仕事と育児を両立している先輩職員の体験談を聞くことにより、今後のキャリアビジョンの形成や不安軽減につながった。  【課題】 ・女性職員の活躍を推進するためには、男性職員も含めた働き方の見直し(長時間労働の是正)を進めると同時に、管理監督職をはじめとする周囲の協力が不可欠である。組織全体の意識変革が定着し、継続的な成果となるには、引き続き研修やインフォメーションなど地道な取組を続ける必要がある。 ・男女問わず、管理・監督職としての能力開発に向け、早期から取り組む必要がある。	B	特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性のキャリア形成を支援する取組や男性の育児参加の促進を進める。	継続	人事課
13	10 女性活躍推進に向けた研修会・セミナーの実施 (事業概要) ・女性従業員、管理職等を対象としたキャリア形成を支援します。	・女性が活躍できる魅力ある職場づくりのため、県が進めるコーディネーター派遣制度について、事業所を訪問し、制度の周知と活用についての働きかけを行う。 ・女性従業員のための職場環境の改善やキャリア研修等を実施した際に利用できる中小企業等女性活躍推進事業助成金について、事業所に周知を行う。	県の委託事業者及び関係課で連携し事業所訪問を行い、コーディネーター派遣制度の活用の働きかけや助成制度に関する周知を行った。	【効果・成果】 ・コーディネーター派遣事業に1社が応募し、専門家によるセミナーの実施等、具体的な支援につなげることができた。 ・助成金の利用により、環境整備が図られ、女性の働きやすさにつなげることができた。  【課題】 施設整備だけでなく、キャリア研修などのソフト事業にも活用してもらえるような周知が必要である。	B	職場における女性活躍を推進するため、女性従業員や管理職等を対象にセミナー等を開催する。	継続	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室



基本目標 I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標3 地域における男女共同参画の推進

指標	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
No.5	コミュニティ推進協議会における女性委員の割合	26.8%	24.5%	30.0%	市民活動支援課調べ

※市内のコミュニティ推進協議会の運営(部会・委員会を含む)に携わる委員

実績	3(2021)年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	7(2025)年度
	24.4%	25.4%			

基本目標 I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標3 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要							
14	5 地域活動における男女共同参画の推進 (事業概要) ・町内会・コミュニティ・NPO活動等への女性参画の促進を図ります。	11 ・コミュニティ職員の研修会等を通じて、継続して地域活動における女性の参画の重要性について周知を行う。 ・各コミュニティ協議会で開催するサークルや講座について、女性の参加を促すための工夫を行う。 ・市民活動センターにおいて、男女を問わず公益活動を行う人材・団体を支援し、様々な講座やイベント等を通じて女性の参画を促進するとともに、女性の活躍の場の拡大につなげていく。	・各コミュニティ協議会において、女性をターゲットとした手芸やヨガ講座の充実を図るほか、未就園児のお子さんを持つ母親を対象にコミュニティ施設を開放し、交流の場を提供した(4地区で開催し28回延べ122人参加)。 ・市内外のまちづくり活動の実践者から学ぶ「よるラボ」を4回開催。男女問わず幅広い年齢層から延べ115名が参加。また、市内で活躍する団体が集う「まちからチャレンジデー」では、年2回の開催で女性が代表を務める団体が延べ19団体参加(全26団体中)。子どもから高齢者まで幅広い年代の方が参加した。	【効果・成果】 ・市内コミュニティ協議会の中には女性役員が40%を超えている協議会もあり、女性役員の割合も増加している。今後も女性が地域活動に参加しやすい環境づくりについて、情報共有を図っていききたい。 ・よるラボやチャレンジデーを通じ、市内で活躍する団体の活動紹介やPR等が図られ、新たな交流やつながりが広がった。また、まちからの取組やまちづくり活動意識啓発を図ることができた。  【課題】 ・地域活動への女性参画に加え、少子高齢化による若年層への地域活動参画を引き続き啓発する必要がある。 ・事業によっては参加者の固定化もあり、新たな人材の発掘が必要である。	B	・コミュニティ職員の研修会等を通じて、継続して地域活動における女性参画の重要性について周知を行う。 ・各コミュニティ協議会で開催するサークルや講座について、女性の参加者を促すための工夫を継続して行う。 ・市民活動センターを拠点に、男女を問わず公益活動を行う人材・団体・起業等を支援するとともに、市民活動に対する興味関心を広めるための事業を充実させる。	継続	市民活動支援課
15	6 防災分野における男女共同参画の推進 (事業概要) ・防災会議の女性委員の登用促進を図ります。 ・女性消防団員の確保や防災士の育成を図ります。 ・応急手当普及員による自主防災組織への指導を推進します。	12 ・防災会議の女性委員の登用率の向上に努める。 ・平時から、避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組と備えを充実させる。(段ボールパーテーション、段ボールベッド、液体ミルク、食物アレルギーに対応した食料の調達等に関する災害協定の締結等)	・防災会議の女性委員の割合は全体の20%(7人/35人)となった。 ・避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した備えを充実させた。(段ボールパーテーション、段ボールベッド、液体ミルク、アレルギー対応食品の購入)	【効果・成果】 要配慮者向けの災害時備蓄品の購入について、栄養士等の専門的な知見を活かし、食料等の選定・調達に取り組むことができた。  【課題】 防災会議委員は充て職が多く、関係機関の組織体制に左右される。	B	・関係機関に働きかけ、防災会議の女性委員の登用率向上に努める。 ・避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組と備えを充実させる。(段ボールパーテーション、段ボールベッド、液体ミルク、食物アレルギーに対応した食料等の調達)	継続	防災・原子力課
16		新たな防災士の養成に取り組むとともに、防災士資格取得後のフォローアップ研修などにおいて、ジェンダー視点の防災対策の重要性を学習する機会を提供する。また、女性防災士会の活動を引き続き支援する。	・防災士養成講座では、新たに30名(うち女性5名)が資格を取得。 ・資格取得後のフォローアップ研修を2回開催。各回とも女性講師を登用し、女性視点も交えた研修を実施。延べ79名(うち女性16名)が参加。 ・防災学習サポーター4名(うち女性2名)を育成した。 ・女性防災士会と連携し、防災出前講座2講座の実施と地域防災交流会の運営に取り組んだ。	【効果・成果】 ・防災意識の向上と、スキルアップを図ることができた。 ・防災士資格取得後の活躍の場創出につながった。  【課題】 講座等の受講は男性の割合が大きいことから、資格取得に向けた働きかけや、女性が興味を持つ講座の設定が必要。	B	・新たな防災士の養成に引き続き取り組むとともに、資格取得後のフォローアップ研修などを通じて、防災対策の重要性を学習する機会を提供する。 ・防災士の活躍の場創出に向けた支援に取り組む。 ・女性防災士会の活動を引き続き支援する。	継続	市民活動支援課

基本目標 I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標3 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要							
17	6 防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性消防団員を含む「消防団PR動画」の作成に向けた素材の収集を継続する。</li> <li>看護学生を含む新入団員に応急手当普及員の資格付与講習会を継続実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5(2023)年2月21日に柏崎市公式YouTubeチャンネルに消防団PR動画の「女性消防隊編」を投稿した。</li> <li>女性消防団員18人に応急手当普及員講習を実施した。</li> <li>第1回目 7/30・8/6・8/7 4人</li> <li>第2回目 8/27・8/28・8/29 14人</li> </ul>	<p>【効果・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団PR動画「女性消防隊編」を投稿したことで、多くの市民に女性消防団員の必要性を発信できた。</li> <li>2回の普及員講習を実施し、計18人の女性消防団員が応急手当普及員の認定を受けたことで、普通救命講習会での指導等、活動の幅が広がった。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団PR動画の投稿を今後とも継続し、より多くの市民に発信する必要がある。</li> <li>応急手当普及員認定者に対し積極的に講習会に参加させ普及活動に取り組む必要がある。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性消防団員を含む「消防団PR動画」の投稿を継続する。</li> <li>看護学生を含む新任団員に応急手当普及員の認定講習会を継続実施する。</li> </ul>	継続	消防総務課
18	13 住民主体の防災体制の支援  (事業概要) ・自主防災組織への女性の参画促進と女性リーダーの育成を図ります。  ・女性の視点をいかした要配慮者への避難支援等の各種訓練を実施します。	<p>防災分野における男女共同参画を推進するため、女性防災士の育成を図る。また、防災出前講座や地域防災交流会を通じジェンダー視点を含めた防災意識の啓発に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災士養成講座を開催し、新たに30名(うち女性5名)が資格を取得した。</li> <li>防災出前講座を50回開催。(延べ参加者1,130名うち女性参加者318名)</li> <li>地域防災交流会を開催した。(参加者77名うち女性参加者6名)</li> <li>防災士フォローアップ研修を2回開催し、各回で女性講師を登用。女性視点も交えた研修を実施した。</li> </ul>	<p>【効果・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域推薦による防災士の育成により、地域における防災意識の向上と防災活動の促進につながった。</li> <li>防災出前講座や地域防災交流会を通じて、防災意識を持つ住民の育成につながった。</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>防災関連事業は若い世代や女性の参加割合が低いことから、興味を持ちやすい講座の設定や参加しやすい環境づくりが必要である。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな防災士の育成に引き続き取り組む。</li> <li>多様な世代が地域防災で活躍できるよう、防災出前講座や地域防災交流会を通じて、防災・減災意識の啓発に向けた学習機会の創出に取り組む。</li> </ul>	継続	市民活動支援課
19		<p>要配慮者利用施設における訓練において、女性の視点をいかした訓練内容等を提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設である高齢者施設、保育園において訓練を実施した。</li> </ul>	<p>【効果・成果】</p> <p>要配慮者利用施設の訓練において、女性管理者と協議したことで、きめ細やかな配慮に結び付いた。</p> <p>【課題】</p> <p>要配慮者利用施設の避難確保計画との整合性を図る必要がある。</p>	B	<p>要配慮者利用施設における訓練時において、女性の視点をいかした訓練内容となるよう協議を行う。</p>	継続	防災・原子力課

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり<<柏崎市女性活躍推進計画>>

重点目標4 働く場での男女平等の推進

指標	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
No.6	職場における男女が平等であると思う人の割合	22.3%	30.3%	40.0%	市民意識調査

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり <<柏崎市女性活躍推進計画>>

重点目標4 働く場での男女平等の推進

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要							
20	7 雇用や就業環境における男女平等の推進	14 事業主の理解と職場環境整備の促進 (事業概要) ・経営者、管理職を対象としたセミナー等を開催します。  ・職場環境の改善に取り組む事業者へ、支援制度を周知します。	女性が働きやすい職場環境づくりに関する事業所の取組を促すため、助成制度の内容の検討を進めるとともに、中小企業等女性活躍推進事業助成金についてチラシ・ホームページ等で周知する。  ・女性が働きやすい職場環境改善に取り組む中小企業等を支援する助成金の制度について、チラシ・ホームページ等でPRした。 ・企業における女性活躍に向けた取組状況について、企業訪問により聞き取りを行った。 ・女性が活躍しやすい職場環境の整備等にハード・ソフトの両面から取り組めるよう、中小企業等に対する助成金の制度を改正した。 ・中小企業等女性活躍推進事業助成金の交付件数:2件	【効果・成果】 女性専用トイレの設置、育児・介護による離職防止のための就業規則改正等を支援し、女性が働きやすい職場環境づくりを推進することができた。  【課題】 ハード・ソフトの両面から取り組めるように改正した助成金の制度について、企業訪問等により周知を図る必要がある。	A	女性が活躍しやすい職場環境の整備等を推進するため、改正した中小企業等女性活躍推進事業助成金の活用につながるよう、制度について、企業訪問やチラシ・ホームページ等で周知する。	拡充	商業観光課
		21	・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所向けのセミナー開催及びコーディネーター派遣事業を活用する取組を行う。  ・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。	・W・L・B関連セミナーの実施 10月3日「男性の育児休業と家庭内の役割分担について考えよう」参加者:市内事業所管理部門担当者及び従業員 15人 ・県が進めるコーディネーター派遣制度について、事業所を11社訪問し、制度の周知と活用について働き掛けを行った。 ・ハッピー・パートナー企業の取組を市のホームページや広報紙を通じて発信した。	【効果・成果】 セミナーの受講により、男性に育児を取得させることが事業所にとっても有用であることを理解してもらうことにつながった。  【課題】 職場における男女平等の推進が企業の女性の活躍につながることに、企業側から理解してもらったための継続的な取組が必要である。	B	・労働者のワーク・ライフ・バランスを推進するために、事業所向けのセミナーを開催する。  ・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。	継続
22	15 経営能力の育成と創業への支援 (事業概要) ・商工会議所や商工会等の関係機関との連携による創業や経営に関する相談会を実施します。  ・新規就農者や農業分野での法人化、6次産業化に取り組む方へ支援を行います。	商工会議所と連携し、創業や経営に関する相談会を実施する。	・創業経営相談会 34回開催 相談件数82件 ・法律関連相談 7回開催 相談件数8件 ・金融・融資関連相談 相談件数38件 ・税務相談会 6回開催 相談件数10件 ・申告相談会 5回開催 相談件数26件 ・働き方改革相談会 開催なし ・労働相談会 8回開催 相談件数11件 ・事業承継個別相談 3回開催 相談件数3件 ・創業キックオフセミナー 2回開催 参加者9名	【効果・成果】 ・定例的、臨時的な相談会を開催し、多種多様な経営問題に適切に対応した。 ・新規創業者に対して、経営指導員や中小企業診断士による事業計画書の作成支援の他、利用可能な融資制度や利子補給制度を紹介し、利用促進につなげた。 ・市の広報や会議所ニュースなど広報媒体を活用し、相談窓口の利用増加につながった。  【課題】 ・早い段階での相談に繋げるため、相談窓口や相談会の開催について、より周知を図っていく必要がある。	B	商工会議所と連携し、創業や経営に関する相談会を実施する。	継続	商業観光課
		23	・農村漁村体験のインストラクター「なりわいの匠」の活動を支援する。  ・女性にも対応した農業就業環境を整備する。  ・女性の狩猟免許取得を支援する。  ・農業関連団体及び協議会の女性役員数を増加させる。	・なりわいの匠の現況確認等を行った。(登録者数:女性63名、男性53名 計116名) ・新規就農者育成支援事業補助金において、女性の就農による加算金を定め、女性の新規就農を促している(対象研修生6名のうち女性5名) ・有害鳥獣担い手緊急確保事業補助金等により狩猟免許取得者を支援した。 ・「食の地産地消推委員」に女性委員を登用している。	【効果・成果】 各種取り組みへの支援を行うことで、女性農業者の活躍の場の創出に繋がった。  【課題】 ・農業者の高齢化や担い手不足により、なりわいの匠の人材確保が困難になってきている。若手農業者からも活動に加わってもらえるよう働きかけが必要。 ・狩猟免許は女性が興味関心を持ちにくい傾向があり、取得者がなかなかいないのが現状である。	B	・国補助である雇用就農資金に上乗せする市独自の補助(女性加算あり)により、女性の農業就業環境整備につながる取り組みを支援する。  ・農業関連団体及び協議会の女性役員登用につながる取り組みを行う。  ・六次産業化支援事業補助金を市単事業で用意し、六次産業化への取組支援を行う。	継続

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり << 柏崎市女性活躍推進計画 >>

重点目標4 働く場での男女平等の推進

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要							
24	16 キャリア形成の支援  (事業概要) ・働く女性に対する、研修の開催や研修機会の提供を支援します。  ・市の管理・監督職に対して、キャリア形成のサポートに関する研修を実施します。	女性職員のキャリア形成支援に資する研修を実施する。	○子育て座談会の実施 育児中の職員やこれから出産や育児を経験する職員に対して、先輩職員から体験談を踏まえたアドバイスや情報共有を行い、今後のキャリアを考える上でのビジョンの形成やライフステージの変化等に対する不安軽減を図った。(11月7日 受講者7名)	【効果・成果】育児中の職員やこれから出産や育児を経験する職員に対して、先輩職員から体験談を踏まえたアドバイスや情報共有を行い、今後のキャリアを考える上でのビジョンの形成やライフステージの変化等に対する不安軽減を図ることができた。  【課題】子育て以外の視点からのキャリア形成支援に関する取組も必要である。	B	女性職員のキャリア形成支援に資する研修の実施または外部研修受講機会の提供を行う。	継続	人事課
		・働き続けたい女性が仕事と子育て・介護等の選択を迫られることなく働き続けることができるよう、家庭内の役割分担の現状を確認し、意識改革を図るためのセミナーを開催する。  ・市民や事業所に対し「家事シェアリーフレット」等のPR刊行物の配布を通じ、各家庭における性別による固定的な役割分担意識の解消を積極的に推進する。	・セミナーの開催 ①10月3日「男性の育児休業と家庭内の役割分担について考えよう」参加者：市内事業所管理部門担当者及び従業員 15人 ②11月11日「女子大学生のための私らしい生き方・働き方セミナー」オンライン開催 参加者：新潟産業大学女子学生 6人  ・家事シェアリーフレットの配布による啓発の取組として、かしわざき男女共同参画推進市民会議主催事業や事業所訪問での従業員への配布、広報かしわざきピックアップ記事に掲載するなど、周知に努めた。	【効果・成果】家事や育児の内容を可視化することで、家庭内の役割分担が女性に偏っている現状認識につながった。 ・女子大学生向けのセミナーは、女性活躍推進に向けた新しい取組であり、今後のキャリア形成に有用な情報を提供することができた。  【課題】リーフレットのアンケートにまで結びつかないため、効果測定が難しい。	B	・働き続けたい女性が仕事と子育て・介護等の選択を迫られることなく働き続けることができるよう、家庭内の役割分担の現状を確認し、意識改革を図るためのセミナーを開催する。  ・市民や事業所に対し「家事シェアリーフレット」等のPR刊行物の配布を通じ、各家庭における性別による固定的な役割分担意識の解消を積極的に推進する。	継続	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室
26	8 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進	17 ハラスメント防止研修の実施  (事業概要) ・ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を実施します。	管理監督職を対象にハラスメント防止に関する研修を実施する。  組織としてコンプライアンスに取り組むことの重要性及びカスタマーハラスメントについて、管理監督職を対象に研修を実施した。 (7月21日、22日 参加者72名)  ※R2・R3はセクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に向けた研修を実施。	【効果・成果】時代に則したハラスメントについて、改めて認識を深めることができた。  【課題】管理監督職として、時代に則したハラスメントの意識及び高い倫理観を持ち続けるためには、継続的な研修の実施が必要である。	B	管理監督職を対象にハラスメント防止に関する研修を実施する。	継続	人事課
		18 ハラスメント防止に向けた学習機会の提供  (事業概要) ・市民及び事業所を対象に情報提供等を行い、ハラスメントの防止を図ります。	・ハラスメント防止に関する啓発用資料などにより情報提供を行う。  ・「性別による人権侵害などの相談窓口」リーフレットを公共施設の窓口やトイレに設置し、啓発を行う。	・カスタマーハラスメントと判断する基準や企業が取り組むべき具体的な対策などが掲載されているカスタマーハラスメント対策マニュアルを市のホームページに掲載し、情報提供を行った。 ・ハラスメントを初めとした各種相談窓口のリーフレットを作成し、市内の公共施設に設置した。	【効果・成果】具体的な情報を提供することにより、ハラスメント防止対策が講じやすくなることにつながった。  【課題】時代とともに変化する状況に応じた継続的な周知が必要である。	B	ハラスメント防止に関する啓発用資料などによる情報提供を行う。	継続
28	9 就職・再就職の支援	19 自立した生活を送るための就職支援  (事業概要) ・ワークサポート柏崎において、若者等を対象とした就労支援を実施します。  ・職業訓練の周知に努め、就職支援を促進します。	・就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供を行う。  ・概ね35歳までの未就職者向けに職業意識を高めるためのセミナーを開催する。加えて、コミュニケーションに課題がある若者向けのセミナーを実施する。  ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。  ・再就職に関して必要な知識や情報を提供する。	・ワークサポート柏崎の若者職業相談コーナーで就労支援のための相談等を実施した。 相談件数：938件 応募件数：43件 女性20人、男性23人 就職件数：24件 女性12人、男性12人 ・おおむね35歳までの未就職者向け若者就職支援セミナーを18回実施した。 参加人数：39人	【効果・成果】相談者の特性に合わせた対応により、適切な仕事に就けるよう支援を行った。 ・セミナーを実施することで、自己理解を深めたり、コミュニケーション能力の向上につながった。  【課題】相談後、就職まで結びつかない相談者も少なくないため、継続的な相談やセミナーを通じて長期的に支援を行う必要がある。	・就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供を行う。  ・概ね35歳までの未就職者向けに職業意識を高めるためのセミナーを開催する。加えて、コミュニケーションに課題がある若者向けのセミナーを実施する。  ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。  ・再就職に関して必要な知識や情報を提供する。	継続	商業観光課

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり《柏崎市女性活躍推進計画》

重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

指標	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
No.7	ハッピー・パートナー企業への登録数(累計)	27社	50社	80社	登録企業数(新潟県)
No.8	「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合	12.0%	18.2%	30.0%	市民意識調査
No.9	男性の育児休業取得割合	0.4%	7.9%	13.0%	事業所調査

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり 《柏崎市女性活躍推進計画》

重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要							
29	10 男性の育児・介護休業の取得の促進 20 職場における仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所の支援 (事業概要) ・国の両立支援助成金を利用し、積極的に両立支援に取り組む事業所への上乗せ支援を実施します。	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくりを支援するため、仕事と家庭の両立支援奨励金について、チラシ・ホームページ等で周知を図る。あわせて、新潟県の男性の育児休業取得促進助成金について周知する。 ・令和4年10月から新制度として施行される国の産後パパ育児(出生時育児休業)について周知する。	・仕事と家庭の両立支援奨励金について、企業訪問や企業対象の説明会で周知するとともに、チラシやホームページ等で周知を図った。あわせて、新潟県の男性の育児休業取得促進助成金についても周知した。 ・令和4年10月に創設された産後パパ育児(出生時育児休業)について、ホームページ等で周知した。 ・男性の育児参画を促進し、仕事と育児の両立を支援するため、新たに「男性の育児休業取得促進事業奨励金」の制度を創設した。 ・仕事と家庭の両立支援奨励金の交付件数:6件	【効果・成果】 企業等に奨励金について周知することにより、職業生活と家庭生活の両立支援に関する取組を促進することができた。 【課題】 男性の育児休業取得促進事業奨励金の制度は、事業主に加えて男性労働者を交付対象としており、男性労働者が不安なく育児休業を取得できるよう、環境を整える必要がある。	A	男性の育児参画を促進し、仕事と育児の両立を支援するため、新たな制度である男性の育児休業取得促進事業奨励金について、チラシ・ホームページ等で周知する。国・県の助成金についても併せて周知する。	拡充	商業観光課
30	21 市職員への休暇及び休業制度の周知・啓発 (事業概要) ・育児・介護に関する休暇及び休業制度を周知します。 ・男性の取得促進のため、男性職員及び周囲の職員に対する研修等を実施します。	・育児・介護に関する休暇等の制度についてまとめた資料を配偶者が出産した男性職員とその上司へ送付する。 ・男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に対応する。	・課長代理又は係長級を対象に、子育て支援・女性活躍推進研修を実施。(11月16日、21日 参加者62名) 育児・介護休業法改正、職員本人や配偶者が妊娠した際の休暇取得等に関する意向確認のモデルケースや育児休業取得計画表の説明を実施した。研修後に全庁に周知した。 ・育児・介護に関する休暇等の制度についてまとめた資料を、配偶者が出産した男性職員とその上司へ送付した。 ・男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に対応した。	【効果・成果】 ・研修を実施することで、男性育児取得の重要性や出産を予定している職員、職場復帰を控えている職員へのフォロー等について上司側の理解を深めることができた。 ・休暇・給与等に関する資料を送付したり、相談に対応することにより、育児休暇の取得を促進することができた。 【課題】 ・引き続き、対象者に資料を送付するとともに、気軽に相談できるように相談窓口について、より周知を図っていく必要がある。 ・男性の育児休業取得時の職場内のフォロー体制を整えることが重要である。	B	・休暇取得意向確認モデルケースの運用状況を注視し、改善点があれば対応する。 ・育児・介護に関する休暇等の制度について、まとめた資料を配偶者が妊娠した男性職員とその上司に送る。 ・男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に、引き続き対応する。	継続	人事課
31	22 市民への制度周知・啓発 (事業概要) ・育児・介護休業制度の普及に努めます。 ・育児・介護休業の取得促進を図ります。	・男性が育休をとることについてのメリットをホームページに掲載し、市民に対して周知する。 ・仕事と育児・介護を両立するための制度等について、ホームページで周知する。	・市のホームページに「男性の育休はメリットばかり」を掲載し、男性でも育児休業を取得することが可能であることや、取得のメリットについて周知した。 ・市のホームページに、ワーク・ライフ・バランス推進に係る各種支援制度を掲載した。	【効果・成果】 制度を利用することのメリットを示すことで、取得について前向きに検討してもらう啓発につながった。 【課題】 取得者だけでなく、事業所の意識改革につながるような見せ方も必要である。	B	・男性の育児取得者のインタビュー記事をホームページ等に掲載し、育休制度の周知に努める。 ・仕事と育児・介護を両立するための制度等について、ホームページ等で周知する。	継続	人権啓発・男女共同参画室
32	23 ハッピー・パートナー企業の普及啓発 (事業概要) ・ハッピー・パートナー企業の登録拡大と普及啓発します。	・ハッピー・パートナー企業の登録拡大に向け、人権啓発・男女共同参画室と連携した普及啓発活動を実施する。	・女性活躍推進事業助成金に係るホームページにハッピー・パートナー企業の登録について掲載し、周知を図った。 ・人権啓発・男女共同参画室と連携して企業を訪問し、ハッピー・パートナー企業の登録について働きかけを行った。	【効果・成果】 女性活躍推進事業助成金の交付対象をハッピー・パートナー企業に限定していることにより、登録拡大につなげることができた。 【課題】 市の支援制度の対象をハッピー・パートナー企業に限定していることなど、登録企業に付与しているメリットを示しながら働きかけを行う必要がある。	B	ハッピー・パートナー企業の登録拡大に向け、人権啓発・男女共同参画室と連携して普及活動を実施する。	継続	商業観光課

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり <柏崎市女性活躍推進計画>									
重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進									
男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課	
No.	施策の方向	主な事業・概要							
33	10 男性の育児・介護休業の取得の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と連携し、ハッピーパートナー企業(男女共同参画推進企業)の普及啓発により登録拡大を図る。</li> <li>・かしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」や市のホームページにハッピーパートナー企業の取組を掲載し、PRに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページにハッピー・パートナー企業関連ページを作成し、ハッピー・パートナー企業事業の内容や本市独自のメリットを掲載し、制度の周知を図った。</li> <li>・商業観光課と連携して企業を訪問し、ハッピー・パートナー企業の登録について働きかけを行った。</li> <li>・ハッピー・パートナー企業の取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」及び市のホームページに掲載し、PRを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果・成果】周知啓発の取組により登録企業が毎年度増加しており、男女ともに働きやすい職場づくりを進めている企業の増加につなげることができた。</li> <li>【課題】登録することの意義や登録のメリットについて、理解を深めてもらえる取組が必要である。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や関係課と連携し、ハッピーパートナー企業(男女共同参画推進企業)の普及啓発により登録拡大を図る。</li> <li>・かしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」や市のホームページにハッピーパートナー企業の取組を掲載し、PRに努める。</li> </ul>	継続	人権啓発・男女共同参画室
34	11 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築	24 仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発と環境づくり (事業概要) ・広報、ホームページ等の活用やセミナーの開催による意識啓発を図ります。  ・働き方の見直しに向けて事業者へ普及啓発します。  ・仕事と家庭生活等を両立できる環境づくりに取り組む企業等を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業生活と家庭生活の両立支援に関する企業等の取組を促し環境づくりを支援するため、仕事と家庭の両立支援奨励金について、チラシ・ホームページ等で周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と家庭の両立支援奨励金について、企業訪問や企業対象の説明会で周知するとともに、チラシやホームページ等で周知を図った。</li> <li>・仕事と家庭の両立支援奨励金の交付件数:6件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果・成果】事業主に対して奨励金を交付することにより、職業生活と家庭生活の両立支援に関する取組を促し、労働者の仕事と生活の両立に資することができた。</li> <li>【課題】新たに育児休業を取得した男性労働者も奨励金の交付対象に加え、企業等への奨励金と併せて仕事と育児の両立を支援することにより、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境の整備を更に進める必要がある。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女が共に働きやすく、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境の整備を支援するため、男性の育児休業取得促進事業奨励金及び女性活躍推進事業助成金について、チラシ・ホームページ等で周知する。</li> </ul>	継続	商業観光課
35			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランスセミナーを事業所向けに開催し、仕事と家庭の両立について啓発する。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、コーディネーター派遣事業を活用する取組を行う。</li> <li>・ハッピーパートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室)発行の広報誌「あいむ柏崎」に掲載し、事業者の意識を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランス関連セミナーの開催 10月3日「男性の育児休業と家庭内の役割分担」について考えよう」参加者:市内事業所管理部門担当者及び従業員 15人</li> <li>・県が進めるコーディネーター派遣制度について、事業所を訪問し、制度の周知と活用について働きかけを行った。</li> <li>・ハッピー・パートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組を、かしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」及び市のホームページに掲載した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果・成果】セミナーの開催やコーディネーター派遣事業の紹介により、事業所にワーク・ライフ・バランスの重要性の意識付けにつなげることができた。</li> <li>【課題】ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事例を多く集めて周知するなど、啓発効果の高い取組を検討する必要がある。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスセミナーを事業所向けに開催し、仕事と家庭の両立について啓発する。</li> <li>・ハッピーパートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」に掲載し、事業者の意識を高める。</li> </ul>	継続	人権啓発・男女共同参画室
36	12 家庭生活における男女共同参画の意識づくり	25 夫の家庭生活への参画拡大を図るための啓発 (事業概要) ・夫婦でバランスの取れた家事・育児分担ができるよう学習機会や情報を提供します。  ・ホームページ等で情報発信します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働して作成した家庭内の家事シェア度をチェックできるリーフレットを配布し啓発を行う。</li> <li>・男性の育児休暇や家事参加について、ホームページで周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報かしわざきのピックアップ記事及び市のホームページに男性育児のメリットや休業制度について掲載し、家事シェアリーフレットのページとリンクさせた。</li> <li>・市民会議の各種事業や事業所訪問等、様々な機会を捉えてリーフレットの配布と説明を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果・成果】情報提供により、夫婦でバランスの取れた家事・育児分担ができるよう意識付けを行うことができた。</li> <li>【課題】家事シェアリーフレットの内容を広く周知する方法の検討が必要である。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事シェアリーフレットを活用した啓発活動を行う。</li> <li>・男性の育児休暇や家事参加について、ホームページ等で周知する。</li> </ul>	継続	人権啓発・男女共同参画室
37	13 子育て・介護支援体制の整備・充実	26 子育て支援事業の充実 (事業概要) ・子育て世代包括支援センター機能として、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を強化します。  ・ファミリーサポート・センター、子育て短期支援、育児ヘルパー事業等の子育て支援事業を実施します。  ・相談体制や情報提供を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児支援ヘルパー事業については、必要な方に情報が届くよう、啓発を強化する(在宅助産師の研修)。</li> <li>・ファミリーサポート・センター会員に対するAED講習は、消防署が開催するものに参加を促す。また、令和4年度から、小児科医を講師とした研修会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児支援ヘルパー:主に助産師訪問や母子手帳交付時に啓発した。25世帯(新規22世帯、更新3世帯)による申請があった。うち利用者は13世帯(12世帯は登録のみ)、全利用回数は118回となっている。</li> <li>・ファミリーサポート事業:会員に対し、消防署が開催するAED講習会に参加を促した。また、小児科医を講師とした研修会を保育課保育支援係と共催で開催し、ファミリーサポート事業の会員は10名参加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果・成果】育児支援ヘルパー:日中協力者がいない方や養育に支障がある方などの場合、家事支援を利用することで家事への負担が軽減し、余裕を持った育児ができるなど保護者の支援につなげることができた。</li> <li>・ファミリーサポート事業:会員が研修を受けることで、預かる側と預ける側両方の安心につながった。</li> <li>【課題】育児支援ヘルパー:必要な方に適切なサービスを提供できているか確認する必要があるため、ヘルパーと情報を共有する機会が必要である。</li> <li>・ファミリーサポート事業:AED講習会について、消防署の一般向け講習会には参加しづらい様子があるため、独自の集合研修を開催する必要がある。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児支援ヘルパー:申請時にアセスメント(確認票)を実施することで、利用者のより具体的な状況やニーズを把握する。またヘルパー定例会を年1回開催し、利用状況等をヘルパーと共有する。</li> <li>・ファミリーサポート事業:AED講習会について、日本赤十字社新潟県支部の協力を得て集合研修を実施する。小児科医を講師とした研修会は、令和4(2022)年度に引き続き開催する。</li> </ul>	継続	子育て支援課

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり < 柏崎市女性活躍推進計画 >									
重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進									
男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課	
No.	施策の方向	主な事業・概要							
38	13 子育て・介護支援体制の整備・充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てサポーターの継続と育成、及び地域(コミセン)と協働して活動をサポートする具体的な支援体制作りを検討する。</li> <li>子育て支援者研修会の参加者を増やすため、「サポーター通信」の充実を図り、呼びかけていく。</li> <li>「田尻あそびの広場」を年11回開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>田尻子育てサポーターの育成活動を行った(28人参加)。</li> <li>「サポーター通信」を年4回発行し活動内容を周知するとともに、子育て支援者研修会への参加を呼び掛けた。</li> <li>子育て支援者研修会を2回開催し、参加の呼びかけを行った(4人参加)。</li> <li>「田尻あそびの広場」を年11回開催した。</li> <li>利用者親子と関わる中で、サポーター主導の時間を設けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果・成果】</li> <li>昨年度、子育てサポーターの研修会への参加はなかったが、「サポーター通信」を発行し呼び掛けることで、研修会参加につながることができた。</li> <li>研修会等の活動を経て、田尻子育てサポーターが利用者親子への子育て支援を行うことができた。</li> <li>【課題】</li> <li>子育てサポーターの継続的な育成及び地域と協働して活動をサポートする支援体制づくりが必要である。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てサポーターの継続と育成、及び地域(コミセン)と協働して、活動をサポートする具体的な支援体制づくりを検討する。</li> <li>子育て支援者研修会の参加者を増やすため、「サポーター通信」の充実を図り、呼びかけていく。</li> <li>「田尻あそびの広場」を年11回開催する。</li> </ul>	継続	保育課
39	27 多様な保育サービスの充実  (事業概要) ・保護者のニーズに応じた早期保育や延長・休日保育等を実施します。 ・病児保育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期及び延長保育を全26園で実施し、うち13園では保育標準時間の11時間を超えて開園する。</li> <li>一時預かりを10園(公立6園、私立4園)で実施する。また、休日保育を柏崎保育園子育て支援室で引き続き実施する。</li> <li>病児保育を国立病院機構新潟病院と柏崎総合医療センターに委託し実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期及び延長保育を全26園で実施した(延べ5,423人)。うち12園(公立3園、私立9園)では、保育標準時間の11時間を超えて開園した。</li> <li>一時預かりは10園(公立6園、私立4園)で実施した(延べ1,714人)。また、休日保育は柏崎保育園で実施した(延べ208人)。</li> <li>病児保育は国立病院機構新潟病院(延べ394人)及び柏崎総合医療センター(延べ129人)に委託し実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果・成果】</li> <li>多様な保育サービスを展開することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与することができた。</li> <li>【課題】</li> <li>引き続き、多様なサービスを展開することにより、子育てしやすい環境の整備を進めていく必要がある。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期及び延長保育を全26園で実施し、うち13園では保育標準時間の11時間を超えて開園する。</li> <li>一時預かりを10園(公立6園、私立4園)で実施する。また、休日保育を柏崎保育園子育て支援室で引き続き実施する。</li> <li>病児保育を国立病院機構新潟病院と柏崎総合医療センターに委託し実施する。</li> </ul>	継続	保育課	
40	28 放課後児童対策の充実  (事業概要) ・児童の受入れ体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏季休業中一時的に利用希望児童が増加するため、受入不可能とならないよう、引き続き関係機関と調整を図り、受入体制の拡大を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内23か所の児童クラブについて、夏季休業中の1日開設を継続して行った。</li> <li>東部児童クラブ及び新道児童クラブにおいては、受入枠の拡大を図るため、運営受託者と協議を行い、運営受託者が短期雇用職員を配置し受入枠の拡大を実施した。</li> <li>定員超過となった児童クラブについては、同じ学区の他のクラブや保護者の勤務先に近いクラブを紹介し、クラブの利用を必要とする家庭全てがクラブを利用することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果・成果】</li> <li>適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ることに加え、保護者の就労や介護等の支援にも寄与することができた。</li> <li>【課題】</li> <li>夏季休業中(短期間)における児童クラブの受入体制の拡大に伴う開設場所の確保や支援員の確保が必要である。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏季休業期間は、一時的に利用希望児童が増加するため、受入不可能とならないよう、引き続き関係機関と調整を図り、受入体制を整える。</li> </ul>	継続	子育て支援課	
41	29 高齢者や介護者を支える体制づくり  (事業概要) ・地域包括支援センター等の相談機能の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議等や地域の集いの場において、生活支援コーディネーターや地域の代表者等と協働し、各地域の特性を踏まえた啓発方法や、支援体制を継続的に検討する。</li> <li>高齢者だけでなく幅広い世代の地域住民に対して地域包括支援センター等の相談窓口の周知を行う。また、相談件数が少ない地域を中心に、チラシや包括通信を配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議(個別会議27回、圏域会議19回、推進会議2回)を実施し、地域関係者、生活支援コーディネーター、医療介護関係者等の参加を得て地域課題等を検討した。</li> <li>住民及び地域関係者に対し、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を290回、延べ3,836人に行った。当該年度の相談件数は、実4,307件、延べ4,902件と微減した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果・成果】</li> <li>男性介護者等の抱える問題を早期に把握し、地域の関係者も含めて検討することで、具体的な地域の見守りや介護支援体制の構築につながった。</li> <li>【課題】</li> <li>地域によっては、困りごとを家族で抱え込む傾向がある。特に男性は、相談につながりにくい傾向がある。</li> <li>早期の相談につながるよう、高齢者だけでなく幅広い世代への周知、啓発の工夫が必要である。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議等や地域の集いの場において、生活支援コーディネーターや地域の代表者等と協働し、支援体制を継続的に検討する。また、各地域の特性を踏まえた啓発を積極的に行う。</li> <li>高齢者だけでなく幅広い世代の地域住民に対して地域包括支援センター等の相談窓口の周知を行う。また、相談件数が少ない地域を中心に、チラシや包括通信を配布する。</li> </ul>	継続	介護高齢課	

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援《柏崎市DV防止基本計画》

指標	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
No.10	精神的DVを知っている人の割合 (怒鳴る、大切にしているものを壊す、無視、誰のおかげで食べられるのかなどと言う、生活費を渡さない、交友関係を監視する、社会活動をさせない、の7項目の平均値)	43.6%	53.1%	70.0%	市民意識調査
No.11	DV相談窓口を知っている人の割合	59.3%	72.2%	85.0%	市民意識調査

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 《柏崎市DV防止基本計画》

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課	
42	14 DVを許さない社会づくりの推進	30 DVIに関する意識啓発と理解の促進  (事業概要) ・広報紙やホームページ等を活用してDVIに関する理解と予防に関する情報を周知します。  ・DV相談窓口を周知します。  ・DVの予防啓発に関する講演会等を実施します。  ・若年層向けのデートDV予防啓発講座を実施します。	・相談窓口リーフレット等による啓発の継続 市内医療機関(特に婦人科や整形外科)でのリーフレットの設置	・相談窓口リーフレットを元気館や健康管理センターに設置した。 ・DVIによる子どもへの影響を重視し、児童虐待啓発カードを活用し面談DVIについての啓発を関係機関に実施した。	【効果・成果】 子どもに関わる関係機関には、啓発活動により面談DVIが児童虐待になるという意識は浸透してきた。  【課題】 DVを受けている当事者が相談につながるよう相談窓口の周知啓発や相談しやすい体制の検討が必要である。	B	相談窓口を広報紙やホームページやインターネットを活用し、広く情報が届くような啓発方法を検討する。	継続	子育て支援課
	43	15 安心して相談できる体制の整備	31 相談体制の充実  (事業概要) ・被害者からの相談に対応するために女性福祉相談員を配置します。  ・女性福祉相談員の資質向上を図ります。	市内の全高校を対象にデートDV講座を継続する。中学校向けの実施について検討する。	○デートDV予防啓発講座 ・高校4校、中学校1校で実施した。 5月19日 産業大学付属高校1年生 143人 6月2日 第一中学校2、3年生 119人 6月24日 柏崎常盤高校2年生 78人 2月15日 柏崎翔洋中等教育学校5年生 48人 3月10日 柏崎高校1年生 163人 ○DV防止・被害者支援講演会 DVが子どもに与える影響～気付きと支援方法を考える～ 1月30日 児童クラブ支援員ほか39人	【効果・成果】 初めて中学生を対象に実施したことにより、今後の低年齢層への拡大につなげられることが確認できた。  【課題】 中学生向けのデートDV講座は、成長段階に応じた内容になるよう学校と講師との十分な意思疎通が必要である。	B	・市内の全高校を対象にデートDV講座を実施する。 ・中学生向けのデートDV講座について、内容を関係機関と協議し、拡大に結び付ける。 ・関係課と連携し、DV防止に向けた講演会等を開催する。	継続
44	15 安心して相談できる体制の整備	31 相談体制の充実  (事業概要) ・被害者からの相談に対応するために女性福祉相談員を配置します。  ・女性福祉相談員の資質向上を図ります。	複数の問題を抱える相談者に対して、複数の視点で連携して支援できるよう、事例検討会や研修会を実施する。	児童虐待対応や支援方針を検討するケース管理会議(週1回)や進捗管理会議(年4回)に女性福祉相談員が参加し、子どもがいるDVや離婚問題を抱える世帯や、一人親世帯等の支援や連携の共有を図り相談対応に活かした。係内で毎月事例検討会を実施し、事例のアセスメント力の習得と明確な支援計画の作成に向けたスキルの向上を図った。	【効果・成果】 係内で事例の共有や支援の方向性を確認することで、支援の充実を図ることができた。  【課題】 複数の問題を抱える相談事例が多くなっており、専門的な相談支援が求められている。引き続き、資質向上や連携強化に向けた取組を継続していく必要がある。	B	複数の問題を抱える世帯の相談支援ができるよう事例検討会や研修会を実施し、スキルアップを図る。	継続	子育て支援課
	45	32 関係機関との連携  (事業概要) ・個々の相談に対応した関係部署、女性福祉相談所や他市町村との連携を強化します。	「DV被害者連絡会」を実施し、女性福祉相談と児童虐待防止の連携体制について関係機関に周知するとともに、事例報告を通じて関係機関の役割と連携について検討する。	DV被害者連絡会を実施し、事例を通してDVと児童虐待の支援の連携体制について知ってもらい、関係機関のDV対応における役割についても確認した。	【効果・成果】 コロナ禍の影響で実施できなかったDV被害者連絡会を3年ぶりに開催し、DV対応の課題や役割分担について関係機関間で確認することができた。  【課題】 複数の問題を抱える世帯の相談対応には、一つの機関だけでは完結せず、よりタイムリーな情報共有と連携が求められている。	B	DV被害者連絡会を継続して実施し、DV対応の課題を整理し、関係機関の役割が十分に発揮できるよう連携体制を整備する。	継続	子育て支援課



基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 《柏崎市DV防止基本計画》

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課	
No.	施策の方向 主な事業・概要								
46	16 安全な保護体制の整備と自立支援の充実	33 保護体制の充実と安全確保 (事業概要) ・緊急保護や避難を要する場合に、被害者の安全を確保し、同行支援を行います。 ・外国人、高齢者、障がい者への配慮と関係部署との連携を強化します。 ・相談従事者への不当な危害を防ぐための安全対策を講じます。	・「DV被害者連絡会」の事例報告から、安全確保のための保護体制について確認を行う。 ・DV被害者支援の課題を共有し、支援体制に活かす。	DV被害者連絡会で事例を通して緊急時の対応を含めて支援体制を確認した。 個別の事例対応時に緊急保護・避難のため関係機関と連絡して安全確保を行った。	【効果・成果】 関係機関との連携により、相談者の安全の確保や保護を行うことができた。  【課題】 緊急保護や避難を要する事例に迅速に対応するには、連携体制の維持・向上が求められる。	B	DV被害者支援の課題を共有し、支援体制の確認を行う。	継続	子育て支援課
	47	34 被害者等の心身の健康回復 (事業概要) ・精神疾患や児童の心理的虐待等への対応について医療機関及び児童相談所との連携を強化します。	心身の健康回復が図れるよう、必要に応じて保健師等が関わり医療支援につなげていく。	女性相談員と情報共有し、子育て支援課だけでなく健康推進課の保健師とも連携し、心身の健康回復に向け医療支援を行った。	【効果・成果】 相談者の心身の状態を確認しながら、必要時に医療支援につなぐことができた。  【課題】 相談者の生活の自立のためには心身の健康が必要不可欠であり、医療機関と連携しながら継続的な支援が必要である。	B	被害者の心身の健康状態を確認し、必要時に保健師等が関わり医療支援につなげる。	継続	子育て支援課
48	35 生活安定のための支援 (事業概要) ・福祉制度の情報提供及び手続きへの助言を行います。 ・公営住宅の優先入居等を活用した住宅確保を支援します。 ・同伴児童の就学、保育園入園等の支援を行います。 ・就労のための補助制度の利用を促進します。	・生活が安定できるよう、必要に応じた個別支援を実施する。	DV等の相談時に、必要に応じて一時入所や短期間の住居の確保の支援を行った。また、避難後の相談者の自立に向け、就労支援を実施した。 転出先への引継ぎを行い継続支援を依頼した。	【効果・成果】 相談者のニーズを把握しながら、緊急的なサービスの導入や必要な支援を開始することができた。  【課題】 緊急時にも迅速に制度を活用し支援が行えるよう、継続的に研修を受講し、相談体制の維持・向上が必要である。	B	相談者の自立に向け生活が安定できるよう、個々のニーズに合わせて支援を実施する。	継続	子育て支援課	
	49	36 安心できる生活への支援 (事業概要) ・住民票の閲覧制限などを利用して個人情報保護します。 ・保護命令制度等の司法手続きに関する支援や法律相談窓口等を周知します。	・緊急事例について、課内・他機関で連携して対応する。 ・住民基本台帳における支援措置制度など、制度を活用できるよう研修などを実施する。	緊急事例対応時に係内で受理会議を実施し、警察と連携しながら支援を行った。 児童虐待対応と併せて多職種(女性相談員、家庭児童相談員、保健師)で協同や役割分担して支援を実施した。	【効果・成果】 緊急事例に対して課内、他機関と連携して安全を確保することができた。  【課題】 制度の活用や支援が適切に行えるよう、継続的な研修受講や体制の維持・向上が必要である。	B	安心できる生活に向け、支援制度を活用しながら関係機関と連携して支援を実施する。	継続	子育て支援課

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7 男女の性の尊重と健康支援

指標	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
No.12	子宮頸がん検診受診率の割合	27.6%	24.5%	29.0%	市第二次健康増進計画
No.13	乳がん検診受診率の割合	30.9%	29.5%	32.0%	市第二次健康増進計画

	3(2021)年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	7(2025)年度
実績	21.9%	25.1%			
	27.6%	31.4%			

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7 男女の性の尊重と健康支援

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課	
No.	施策の方向 主な事業・概要								
50	17 生涯を通じた男女の性への理解の推進	37 母子保健の充実 (事業概要) ・望まない妊娠をなくし、安心して産み育てるために男女の性に関する知識を啓発します。	将来の妊娠、出産のための健康管理について、学校教育課と情報共有する。	柏崎地域振興局主催の思春期講演会で、市が作成したパンフレット「あなたの未来のために、今、知ってほしいこと」を配布し、周知・啓発をした。思春期講演会は、市内4高等学校、1中等教育学校、2特別支援学校の計7校で実施した。	【効果・成果】 市内のほとんどの高等学校等で男女の性に関する知識を啓発することができた。各校との打ち合わせから参加し、各校の生徒の現状を知ることができた。  【課題】 柏崎地域振興局が思春期講演会の事業見直しをしていく方針である。柏崎地域振興局と連携しながら効果的な周知・啓発の方法を検討していく必要がある。	B	令和5(2023)年度も柏崎地域振興局主催の思春期講演会に打合せから参加し、高校年代の現状を把握するとともに、男女の性に関する知識を啓発する。	継続	子育て支援課
51	38 思春期の男女への正しい性に関する知識の提供  (事業概要) ・男女の性についての理解を促進します。  ・エイズ、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施します。	・成長段階に応じた性教育を実施する。  ・性感染症、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施する。	・全11中学校で外部講師派遣事業として助産師を講師に迎え、思春期のこころとからだの変化や、望ましい男女交際、お互いを思いやる心などについて学ぶ講座を実施した。 ・全小・中学校の体育・保健の授業や学級活動等で、発達段階に応じて生命誕生をテーマに命の大切さや、自分自身の体を大切にすることを教育を行った。小学校4校では、2分の1成人式として助産師を講師に迎え、保護者も参加する活動を行った。 ・外部講師による「薬物乱用防止教室」を小学校17校、中学校6校で実施した。	【効果・成果】 発達段階に応じた性教育を行い、積み重ねることで正しい知識取得につながった。  【課題】 今後も、男女の性の理解や尊重とともに、個を尊重する気持ちを育てていく必要がある。	B	・成長段階に応じた性教育を実施する。  ・性感染症、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施する。	継続	学校教育課	
52	39 不妊に悩む男女への支援 (事業概要) ・不妊に関する相談体制を充実します。  ・特定不妊治療費及び不育治療費の助成制度の利用を促進します。	県は、令和4年度から不妊治療助成事業を取りやめたが、市独自で継続実施する(保険診療費の一部負担金の2/3を10万円を上限に助成)。	・不妊治療のうち、費用額の高い生殖補助医療について、保険診療費の一部負担金の2/3を10万円を上限として助成した。 ・実績：申請件数 実48件、延べ71件(R4市事業の実績：実42件、延べ52件)	【効果・成果】 子どもを望む夫婦の経済的支援に寄与することができた。  【課題】 不妊治療の中で、保険適用されているタイミング法、人工授精といった一般不妊治療についての助成を検討する必要がある。	B	不妊治療の助成の範囲を、保険適用されている範囲すべてに拡大する。	拡充	子育て支援課	
53	18 ライフステージに応じた健康づくりの支援	40 母子健診等の充実 (事業概要) ・妊婦健診、乳幼児健診の受診勧奨と保健師・助産師等による保健指導を充実します。	・令和4年度から1歳6か月児健診、3歳児健診に心理士を配置し、早期相談体制を強化する。 ・乳幼児健診フォローアップについて、進捗管理表を作成する。 ・進捗管理会議を実施する(年3回)。	・令和4年度から1歳6か月児健診、3歳児健診に心理士を配置した。心理士には健診会場での行動観察を実施してもらい、最後のカンファレンスの場で今後のフォローについて助言をもらった。 ・乳幼児健診で「要観察」となった追求児のデータを集約した管理表を作成した。 ・進捗管理会議を年3回実施した。 ①令和4(2022)年9月22日 追求児：25名 ②令和5(2023)年1月16日 追求児：58名 ③令和5(2023)年2月27日 追求児：53名 計136名	【効果・成果】 ・心理士が配置されたことで、複数の職種目目で子どもの様子を観察できるようになった。 ・これまで地区担当・園担当保健師に任されていた追求児のフォローを、タイミングを逃すことなくタイムリーに行うことができた。  【課題】 進捗管理会議の場で、対象児の支援をしていく上でのポイントや、保護者へのアプローチ方法等について心理士からアドバイスをもらい、会議の内容をより深めていく必要がある。	B	・1歳6か月児、3歳児健診に心理士の配置を継続し、早期相談体制を維持する。  ・乳幼児健診フォローアップについて、進捗管理表を作成し、進捗管理会議を実施する(年3回)。	継続	子育て支援課

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり									
重点目標7 男女の性の尊重と健康支援									
男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課	
No.	施策の方向								
54	18 ライフステージに応じた健康づくりの支援	41 妊娠中における父母への学習機会の提供 (事業概要) ・母子保健事業等を通じての栄養指導等の心身の健康に関する正しい知識・情報を提供します。	参加希望が多い、出産前のパパママセミナー(沐浴実習)を、1コース追加する。	出産前のパパママセミナーを参加者の要望等に合わせて再編し、沐浴実習を行う回を2か月に1回の開催から毎月開催とした。 ・出産前のパパママセミナー1回目(妊婦対象、個別相談)6回開催、妊婦62人参加 ・出産前のパパママセミナー2回目(妊婦と夫対象、沐浴実習棟)11回開催、妊婦108人、夫等103人参加	【効果・成果】 沐浴実習を行う出産前のパパママセミナーの実施回数を増やしたことで参加者が増加し、夫婦で出産前から子育てについて共有していただく機会となった。  【課題】 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することに伴い、参加可能人数や参加者が交流しやすい形式など、見直しを行う必要がある。	B	・出産前のパパママセミナーの1回目を年6回、2回目を年12回(隔月で土曜日実施)予約制で実施する。  ・事業の実施方法などを検討していく。	継続	子育て支援課
55	42 がん検診等の充実 (事業概要) ・がん検診の実施と普及啓発を行います。  ・女性が安心して検診を受けられる環境づくりに努めます。	・胃がん検診で、男女別・女性限定日を設ける。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する(奇数年齢でも前年受診していなければ対象として実施)。  ・骨粗しょう症検診を実施する。  ・国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行う。  ・協会けんぽ加入の被扶養者の健康診査の際の乳がん検診同時実施について、協会けんぽに働きかける。	○受診者数:( )内はがん発見者数 ・胃がん検診で、男女別・女性限定日を設けた。 ・子宮頸がん検診:2,139人(0人) ・乳がん検診:2,480人(8人) このうち、国の無料クーポン利用者 子宮頸がん検診:302名、乳がん検診:402名 ・骨粗しょう症検診:146人 ・乳児健診の保護者、保育園・幼稚園児の保護者等に女性特有のがん検診チラシを配布し受診を啓発した。 ・協会けんぽ加入の被扶養者の健康診査の際の乳がん検診同時実施について、協会けんぽに働きかけた。	【効果・成果】 ・子宮がん検診、乳がん検診のクーポン事業において、前年度受診できなかった方にもクーポン券を配布したことで、検診について周知することができ、受診の機会を広げることができた。 ・胃がん検診において、女性限定日を設けたことで、安心して受診できる環境づくりにつながった。  【課題】 受診勧奨等で更なる受診率の向上を目指す必要がある。	B	・胃がん検診で、男女別・女性限定日を設ける。  ・子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する(奇数年齢でも前年受診していなければ対象として実施)。  ・骨粗しょう症検診を実施する。  ・国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行う。	継続	健康推進課	
56	43 こころと体の健康づくりの推進 (事業概要) ・健康増進事業(健康教育・健康相談)を充実します。  ・望ましい生活習慣に関する情報の普及啓発を推進します。  ・メンタルヘルス講座や自殺予防のためのゲートキーパー研修を実施します。	・地域や職域と連携し、健康教育や健康相談を実施する。  ・事業所向けの「からだスッキリ講座」や「健康づくり宣言事業」などの取組を進め、青壮年期の健康づくりを推進する。  ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、地域のコソコソ貯筋体操161会場において、食習慣チェックを行い、フレイル予防「食生活」について啓発した。出席者延べ1,721人。 ・広報かしまわさき、ホームページを活用し、相談窓口や睡眠に関する記事を掲載し、こころの健康づくりの周知・啓発を行った。 ・商工会議所、青年会議所、事業所健診実施機関と連携し、会報への記事の掲載、健診会場でのチラシの配布を通じて、相談窓口やこころの健康づくりに関する周知・啓発を行った。  ○自殺予防 ＜若年層対策＞ ・小中学校を対象にSOSの出し方教育と合わせて、教職員向けのSOSの受け止め方に関する研修会を実施する。 ＜働き盛り世代対策＞ ・健康講座(ふれあい講座、からだスッキリ講座)やホームページ、広報、チラシ等の媒体を活用し、自殺予防に関する情報や相談窓口を周知・啓発する。 ＜高齢者世代対策＞ ・民生委員を対象に、ゲートキーパー養成研修を実施する。	・地域や職域で青壮年期を対象にした健康教育を114回実施し、1,579人が参加した。健康相談は、137回実施し、4,709人が参加した。 ・事業所向けの「からだスッキリ講座」は、15事業所に22回実施し、416人が参加した。「健康づくり宣言事業」は、35事業所618人が参加し、職場の仲間とともに各自の目標達成に向けて健康づくりに取り組んだ。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取組で、地域のコソコソ貯筋体操161会場において、食習慣チェックを行い、フレイル予防「食生活」について啓発した。出席者延べ1,721人。 ・広報かしまわさき、ホームページを活用し、相談窓口や睡眠に関する記事を掲載し、こころの健康づくりの周知・啓発を行った。 ・商工会議所、青年会議所、事業所健診実施機関と連携し、会報への記事の掲載、健診会場でのチラシの配布を通じて、相談窓口やこころの健康づくりに関する周知・啓発を行った。  ・相談員によるこころの健康相談を実施し、延べ1,263人の相談に対応した。内訳は来所相談・訪問指導は実人員202人、延べ567人、電話・メール・手紙相談は延べ696人。  ○自殺予防 ＜若年層対策＞ ・市教育委員会と連携し、小学校6校(392人)、中学校2校(172人)、特別支援学校1校(4人)に対してSOSの出し方教育を実施した。 ・市教育委員会、子どもの発達支援課と連携し、小学校6校(69人)、中学校1校(9人)に対して、SOSの受け止め方研修を実施した。 ・高等学校2校(246人)、特別支援学校高等部1校(8人)、大学1校(62人)、高等学校教職員1校(21人)に対してゲートキーパー養成研修を実施した。 ＜働き盛り世代対策＞ ・市職員を対象に3回(56人)、ハートスクラムかしまわさき(自殺予防活動団体16名)に対してゲートキーパー研修を実施した。 ・ふれあい講座を4回(57人)、からだスッキリ講座を2回(58人)実施し、相談窓口やこころの健康づくりに関する周知・啓発を行った。 ＜高齢者世代対策＞ ・民生・児童委員を対象に4回(138人)にゲートキーパー研修を実施した。	【効果・成果】 ・青壮年期から生活習慣病予防に取り組む必要性を普及啓発することができた。 ・企業訪問や各組織の会合時に周知を行うなど、企業や事業所への働きかけを強化することで、「からだスッキリ講座」や「健康づくり宣言」の参加企業が増加した。 ・フレイル予防健康教育では、「たんばく質のとりのりがわかった」95.4%、「食生活に取り入れることができそう」92.6%であり、市全域で啓発し改善意識を高めることができた。 ・広報、ホームページ、各種講座を通じて地域、職機等多くの市民に対して、相談窓口の周知、こころの健康づくりに関する情報を伝えることができた。 ・世代や職種に応じたSOSの出し方教育、ゲートキーパー研修を実施することで、世代、職種に合わせたこころの健康づくり、自殺予防に関する啓発をすることができた。  【課題】 ・企業訪問、広報、ホームページの活用、各種健康講座や研修を通じて、各世代、職種に合わせたこころと体の健康づくりや情報提供、啓発を行う必要がある。	B	・地域や職域と連携し、健康教育や健康相談を実施する。  ・事業所向けの「からだスッキリ講座」や「健康づくり宣言事業」などの取組を進め、青壮年期の健康づくりを推進する。  ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、地域のコソコソ貯筋体操の会場に向向き、引き続きフレイル予防等の啓発を行う。  ・職域や関係機関と連携し、広報やホームページを活用したこころの相談窓口の周知、こころの健康づくりに関する啓発を行う。  ・地域、学校、職域と連携し、世代や職種に合わせたこころの健康づくりに関する講座、ゲートキーパー研修を実施する。	継続	健康推進課	

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7 男女の性の尊重と健康支援

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向 主な事業・概要							
57	18 ライフステージに応じた健康づくりの支援 44 地域活動における介護予防の推進 (事業概要) ・介護予防事業を実施します。 ・介護予防活動を推進する高齢者運動サポーター等の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対して、地域活動の必要性を伝え、地域で活動することが自身の介護予防につながることを普及啓発する。</li> <li>・各種の介護予防事業を実施する。</li> <li>・コソコソ貯筋体操センターを拠点に、様々な地域、年齢等、幅広い対象に対する介護予防活動を推進する。</li> <li>・介護予防を推進する高齢者運動サポーターの育成と支援を行い、地域において介護予防の理解を深める。</li> <li>・くらしのサポートセンターにおいて、積極的に介護予防活動に取り組めるよう支援する。</li> <li>・支え合いを推進するため、地域におけるくらしのサポーターの活動を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防の趣旨普及                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康教育:248回、2,780人(うち、健康推進課分161回、1721人)</li> <li>・健康相談:78回、371人</li> <li>・介護予防ファイル、リーフレット及びポスター コミセン、医療機関、関係機関へ配布</li> </ul> </li> <li>○介護予防教室                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーリハビリ 731回、実488人、延べ20,129人</li> <li>・西山いきいき教室 45回、実24人、延べ556人</li> </ul> </li> <li>○コソコソ貯筋体操(コソコソ貯筋体操センターを含む。)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・体操実施団体数:187会場</li> <li>・実2,836人、延べ97,353人(うち、コソコソ貯筋体操センターは、実253人、延べ10,165人)</li> </ul> </li> <li>○高齢者運動サポーター                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規養成者数27名、登録者289人(男:女=1:9)</li> </ul> </li> <li>○くらしのサポートセンター(デイホーム活動)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施数:22地区</li> <li>・実施日数:4,147日</li> <li>・実819人、延べ23,226人(男:女=1:9)</li> <li>・援助員研修兼代表者会議:1回、参加52人</li> </ul> </li> <li>○くらしのサポーター講座                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数:1回 ・参加者数14人(男:女=0:10)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果・成果】</li> <li>・男女ともに介護予防の取組を始め、継続することでより良い環境を提供することができた。</li> <li>・高齢者運動サポーターの活動は、養成研修を実施し、登録者27名が増加となった。男女ともに取り組みやすい内容にすることで、継続的な社会参加の機会を提供することができた。</li> <li>【課題】</li> <li>・介護予防事業への男性の参加が少なく、多様なメニューや男性が活躍できる場の工夫が引き続き求められる。</li> <li>・くらしのサポートセンターにおいても同様に男性の参加が少ないため、今後も男性利用者向けのメニューや声掛け等の工夫が必要である。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対して、地域活動の必要性や地域で活動することが介護予防につながることを伝えていく。</li> <li>・各種の介護予防事業を継続的に周知しながら実施する。</li> <li>・コソコソ貯筋体操センターを拠点に、介護予防につながる情報発信と共に活動を推進する。</li> <li>・介護予防の理解促進や活動を推進するため、高齢者運動サポーターの活動を支援する。</li> <li>・くらしのサポートセンターにおいて、介護予防や支え合いを推進するため、くらしのサポートセンター及びくらしのサポーター活動を支援する。</li> </ul>	継続	介護高齢課

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり  
 重点目標8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

指標	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	5(2023)年度目標値	根拠等
No.14	障がい者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人	9人	8人	13人	市第6期障害福祉計画

	3(2021)年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	7(2025)年度
実績	5人	8人			

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

男女共同参画基本計画の内容		令和4(2022)年度事業計画	令和4(2022)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和5(2023)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要						
58	19 生活上の困難を抱える人への自立支援	45 子どもを養育する家庭への相談及び支援体制の充実 (事業概要) ・養護面で支援が必要な家庭への支援を継続します。  ・地域の関係機関等と連携した育児相談・子育てを支える体制を充実します。	引き続き、母子健康手帳、乳幼児健診、児童家庭相談等の対応において、経済支援が必要な場合は、タイムリーに福祉課等関係課と連携して、支援の検討を行う。	母子健康手帳交付時や乳幼児健診、家庭児童相談対応において、経済的な課題を抱えている世帯に対し、相談や支援機関へのつなぎを行った。  【効果・成果】 当課の相談対応の中で経済的な課題を抱える世帯を把握した際には、相談機関の情報提供を行い、相談者のニーズを確認しながら相談機関へのつなぎを行い、支援体制を整えることができた。  【課題】 コロナ禍の影響もあり経済的な課題を抱える世帯が適切な相談・支援につながるよう、関係機関との連携をより強化して必要がある。	B	・子どもを養育する家庭で、養育面で心配な家庭についての情報共有を引き続き関係機関と行き、適切に相談機関とつながれるよう支援する。  ・養護面で支援が必要な家庭について関係機関と情報共有を行い、適切に相談機関につながるよう支援する。	継続	子育て支援課
59	46 生活困窮者やひとり親家庭等への自立支援 (事業概要) ・国・県の補助事業を活用した支援を実施します。  ・支援制度の情報提供や相談支援を充実します。  ・関係機関と連携した早期の相談支援を実施します。	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に継続して委託する。 ・生活保護世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成)を対象に学習支援(訪問型、集合型)を実施する。また、学習支援協力員の確保に努める。	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に委託し、実施した。 ・学習支援について、訪問型は16世帯19人が利用し、延べ634回の支援を行った。学校の長期休業期間中に実施する集合型では、年間59人が利用した。 ・令和4年度の学習支援協力員登録者数は35人でそのうち新規登録者は5人であった。また、令和3年度に引き続き学習支援対象世帯に文具房パントリーを実施した。	【効果・成果】 訪問型を利用した中学3年生6人が、希望する高校に進学することができた。支援機関からの紹介で利用につながるケースが増えている。  【課題】 ・家庭に複雑な事情を抱えている児童生徒も多く、他機関との連携が必要である。 ・学習支援協力員(高校受験に対応できる協力員を含む)の確保は継続した課題である。	A	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に継続して委託する。  ・生活保護世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成)を対象に学習支援(訪問型、集合型)を実施する。また、学習支援協力員の確保に努める。	継続	福祉課
60		対象家庭に確実に案内できるよう、ひとり親家庭への文書発送等を活用して情報提供していく。また、制度の問い合わせ時には、どこで制度を知ったのかを可能な範囲でお聞きし、今後の情報発信に活かす。	・ひとり親家庭への文書発送の際に、自立支援教育訓練制度や高等職業訓練制度のチラシを同封し周知を図った。 ・元気館に教育訓練制度に関する資料を設置した。	【効果・成果】 ・制度の問合せが複数回あった。 ・申請者は1名のみだったが、自立支援教育訓練制度の活用につながることができた。  【課題】 広く制度を知ってもらえるよう周知方法の検討が必要である。	B	対象家庭に確実に案内ができるようひとり親家庭への文書発送等を活用して情報提供を継続する。	継続	子育て支援課
61	20 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 (事業概要) ・相談支援体制の充実に努めます。  ・障がいのある人の社会参加を支える取組を実施します。  ・障がいのある人への理解を促進し、差別解消を推進します。	障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適正なサービス利用計画に基づき支援する。また、相談支援事業所に助言や情報提供を行い、スキルアップ、体制の充実・強化を図る。	障がいのある人の自立した生活を支えるため、適切なサービス利用のマネジメント(計画相談支援)を月平均障がい者155人、障がい児40人に給付した。 また、障害者相談支援事業を市内の5事業所に委託し、情報提供及び助言を延べ2,165件実施した。(実績は全てR5.1月末現在)	【効果・成果】 障がいのある人が福祉サービスや相談支援を活用し、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう支援することができた。  【課題】 困難ケース等、相談内容が多様化複雑化しているケースが増えつつあり、対応方法や支援方針の決定に苦慮している。	B	・障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適正なサービス利用計画に基づき支援する。 ・相談支援専門員の質を担保するために、知識やスキル向上など人材育成支援に係る助言や情報提供を行う。 ・「心のバリアフリー」をテーマに障がいのある人への理解促進のための講演会を開催する。	継続	福祉課
62		・見守り協定企業・市民向けの認知症サポーター養成講座を開催し、幅広い世代で認知症を見守ることができる地域を目指す。 ・認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの活動を推進し、より効果的な講座の実施を図る。	・認知症サポーター養成講座を年16回(うち、コロナ禍によりオンライン開催1回)実施し、426人(男:女=5:5)の認知症サポーターを養成した。 ・キャラバン・メイトである地域包括支援センター職員を講師に依頼し、地域の実情に合わせた内容で講座を実施した。	【効果・成果】 男女ともに参加しやすい講座を提供することができた。加えて、市民向けや学校教育機関向けの開催が増え、結果として、前年度より250人多く養成でき、幅広い世代に普及・啓発することができた。  【課題】 コロナ対策が緩和されつつあり、集合型の講座開催がしやすくなってきている。幅広い対象に講座が開催できるように、地域包括支援センターなどと協力して、より活発に地域へ働きかけていく必要がある。	A	引き続き幅広い年代に認知症の正しい知識、理解が深まるよう講座を開催する。また地域住民を対象とした講座開催を増やせるよう、地域包括支援センターの協力を得ながら、働きかけていく。	継続	介護高齢課